

(仮称) 宮城県がん対策推進条例案 全文

目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 基本的施策等（第十条—第二十一条）

第三章 推進体制の整備（第二十二条—第二十三条）

附則

誰もが安心していきいきと暮らすことができる地域社会を実現することは、県民全ての願いである。

がんは、本県では、昭和五十九年から死因の第一位であり、生涯のうちに約二人に一人が罹患すると推計されているなど、県民の生命と健康にとって重大な問題である。

昭和三十年代に、検診車の巡回による胃がん検診を全国に先駆けて実施し、後に宮城方式として広く知られるようになったことは誇るべき歴史であり、その後も様々な関係者との協働の下、がん対策が推進されてきた。

しかし、現在では、がん検診受診率の伸び悩みが課題となっている。さらに、がんの原因となるおそれのあるメタボリックシンドロームや肥満が増加し、喫煙、栄養・食生活、身体活動・運動等の生活習慣に関する状況は、期待する改善が見られていない。

がんによる死亡率の減少及び全てのがん患者等（がん患者及びその家族等をいう。以下同じ。）の療養生活の質の向上を図るためには、県民ががんに関する正しい知識を持ち、がんの予防、がん検診の受診、病状に応じた治療等、主体的かつ積極的な行動に努めるとともに、がん患者等に関する理解を深める必要がある。また、がん医療の高度化や少子高齢化・人口減少が進展する中、患者本位で持続可能ながん医療を提供する体制の充実が求められている。加えて、がん医療の進歩等により、がんになり患した後の生存率は上昇しており、がん患者が尊厳を持って暮らすことができるようがん医療のみならず、福祉・教育・就労等の必要な支援を受けることができる環境の整備が重要である。

このような認識の下、関係者が協働し、誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての県民とともにがんの克服と共生を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、がん対策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び関係者の役割を明らかにするとともに、本県の特性に応じたがん対策の基本となる事項を定め、がん対策を総合的かつ計画的に推進することにより、がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第十二条第一項の規定により県が策定する宮城県がん対策推進計画（以下「推進計画」という。）の実効性を確保し、もって、がんの予防、早期発見、良質な医療が適切に提供される体制を確立し、県民一人一人ががんについての理解を深め、がんになり患しても健康で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 がん対策の推進は、県、県民及び関係者の適切な役割分担による協働の下に、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 がんを予防する方法を普及啓発するとともに、がん研究を推進し、その結果に基づいた施策を実施し、がんのり患率を減少させること。
- 二 県民が利用しやすいがん検診体制を構築し、がんの早期発見・早期治療を促進することで、効率的かつ持続可能ながん対策を推進し、がんの死亡率を減少させること。
- 三 がん患者の状況及びがんの特性に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制を充実させることで、療養生活の質を向上させること。
- 四 がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者等の療養生活の質を向上させること。
- 五 ゲノム情報（良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律（令和五年法律第五十七号）第二条第二項に規定するゲノム情報をいう。）を含むがんに関する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条各号に規定する個人情報をいう。）の保護について適正な配慮がなされるようにすること。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本県の特性に応じたがん対策に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、がん対策の実施に当たっては、がんに関する県民の意識を高め、その理解と関心を深めるため、がん対策に関する適切な情報を提供するとともに、県民及び関係者と一体となった取組を推進しなければならない。

(市町村の役割)

第四条 市町村は、基本理念にのっとり、住民のがんの予防行動を推進促進するため、適切な精度管理（がん検診に係る事業評価並びに市町村及び検診実施機関に対する指導及び助言をいう。以下同じ。）の下でがん検診を行うよう努めるとともに、生活習慣の改善及びがん検診の受診の促進に向けた普及啓発、受診勧奨等により、受診率の向上に努めるものとする。

2 市町村は、希望するがん患者が地域で安心して療養できるよう関係機関との連携の推進に努めるものとする。

3 市町村は、国及び県が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防、がん検診の受診、病状に応じた治療等、主体的かつ積極的な行動に努めるものとする。

2 県民は、がん患者等に関する理解を深めるよう努めるものとする。

3 県民は、国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健医療福祉関係者の役割)

第六条 保健医療福祉関係者は、基本理念にのっとり、がんの予防に寄与するとともに、がん患者等の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療、福祉サービス及びがんに関する情報を提供するよう努めるものとする。

2 保健医療福祉関係者は、国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(医療保険者の役割)

第七条 医療保険者は、基本理念にのっとり、国、県及び市町村が実施するがんの予防及びがん検診（その結果に基づく必要な対応を含む。）に関する普及啓発その他の施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第八条 教育関係者は、基本理念にのっとり、児童及び生徒ががんに関する正しい知識及び健康な生活習慣を身に付けられるよう適切ながん教育の推進に努めるものとする。

2 教育関係者は、国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第九条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員に対するがんの予防に関する普及啓発及びがん検診の受診勧奨に努めるとともに、従業員及びその家族等ががんになり患った場合における雇用の継続、就労環境の整備等に配慮するよう努めるものとする。

2 事業者は、国、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策等

(がんの予防の推進)

第十条 県は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響、がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する普及啓発その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、喫煙率の減少及び受動喫煙（健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十八条第三号に規定する受動喫煙をいう。）の防止のために必要な施策を講ずるものとする。

(がんの早期発見の推進)

第十一条 県は、がんの早期発見を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

一 がん検診を受診しやすい環境整備、がんの早期発見の重要性等に関する普及啓発その他の市町村及び職域において実施されるがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策

二 がん検診の精度管理の推進その他の市町村及び職域において実施されるがん検診の質の向上を図るために必要な施策

(がん医療の充実)

第十二条 県は、がん患者がその居住する地域にかかわらずそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができる体制の整備に資するため、がん診療連携拠点病院等（厚生労働大臣が指定する都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院並びにこれらに準ずる機能を有するものとして知事が指定する病院をいう。以下同じ。）と連携し、がん医療の提供体制の整備、がん診療連携拠点病院等の機能の充実並びに医療機関間の役割分担の明確化及び連携体制の強化が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者等の状況及びがんの特性に応じたがん対策)

第十三条 県は、小児又はAYA世代（おおむね十五歳以上四十歳未満の者をいう。）において発症するがんの患者、性別による特有のがんの患者、高齢のがんの患者、希少がん、難治性がんその他のがんの患者等が、がん患者等の状況及びがんの特性に応じた適切ながん医療及び福祉、教育、就労その他の必要な支援を受けることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援及び情報提供)

第十四条 県は、医療機関、がん患者団体等と連携し、がん患者等からのがんに関する相談支援及び情報提供が適切に行われるよう次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 がん患者等に対する相談支援体制及び情報提供体制の整備の促進
- 二 がん患者等及びがん経験者によるがん患者等に対する支援活動の促進
- 三 がん患者等に対する相談支援に携わる人材の育成
- 四 がん患者等を含む県民に対するがんに関する情報提供の推進
- 五 前各号に掲げるもののほか、がん患者等に対する相談支援及び情報提供の充実を図るために必要な施策

(緩和ケアの推進)

第十五条 県は、医療機関等と連携し、がん患者ががんと診断された時からその病状等に応じた緩和ケア（がん患者の身体的又は精神的苦痛の緩和、社会生活上の不安の軽減等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。以下同じ。）を受けることができるよう次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 がん患者等が、その居住する地域にかかわらずがん患者等の状況等に応じた適切な緩和ケアを受けることができる体制の整備の促進
- 二 緩和ケアに関する知識及び技能を有する医療従事者の育成
- 三 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの推進のために必要な施策

(がん患者等が抱える社会的な問題への対策)

第十六条 県は、医療機関、がん患者団体等と連携し、がん患者等の療養生活の質を向上させ、身体的、精神的及び経済的負担を軽減し、がん治療を受けながら社会生活及び日常生活を営むことができるようがん患者等に対する相談支援及び情報提供、がんに対する正しい知識の普及啓発、がん患者等に関する県民の理解の増進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(がん研究の推進等)

第十七条 県は、研究機関、医療機関、企業等が行うがん医療に係る医薬品、医療機器、医療技術等の研究が推進され、研究成果の普及及び活用等が円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(医療従事者の育成・確保の支援)

第十八条 県は、がん医療に携わる専門性の高い人材及び地域のがん医療、緩和ケア等を担う人材の育成並びに確保を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(がん教育の推進)

第十九条 県は、県民が、がんに関する正しい知識及びがん患者等に関する理解を深めることができるよう学校教育及び社会教育におけるがん教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん登録の利活用の推進)

第二十条 県は、がん検診の受診勧奨及び精度管理、がん医療の向上等が図られるようがん登録(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第二条第二項に規定するがん登録をいう。)の利活用の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(県民のがん対策への参画)

第二十一条 県は、関係者と連携し、がん患者等を含む県民が一体となってがん対策を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 推進体制の整備

(宮城県がん対策推進計画)

第二十二条 知事は、推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、推進計画を策定し、又は変更するに当たっては、宮城県がん対策推進協議会(がん対策推進協議会条例(平成十九年宮城県条例第三十六号)第一条に規定する宮城県がん対策推進協議会をいう。)の意見を聴かななければならない。

3 知事は、推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 知事は、毎年度、推進計画に基づく施策の実施状況を検証し、公表しなければならない。

(財政上の措置)

第二十三条 県は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。